

2 個別論点

（1）生活困窮者自立支援のあり方

【現状の評価と課題】

（新型コロナウイルス感染症の影響等）

- 法は、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者支援を通じた地域づくり」という2つの目標を掲げ、「包括的」「個別的」「早期的」「継続的」「分権的・創造的」の5つの支援のかたちを実現すべく、地域住民を含む多様な主体との連携・協働によるつながりや居場所づくり、地域における見守り活動の取組も含めた支援の実践を積み重ねてきた。
- こうした支援は、生活困窮者の自立に向けた人的支援、すなわち相談を包括的に受け止め、寄り添い、個別に対応していくことを基本とするものであり、人が人を支えるという考え方が生活困窮者自立支援の根幹となっている。
- しかし、平成27年の法施行から7年が経過し、各地で法に基づく取組が進むにつれて、支援員や人員体制に関する課題、事業間の連携や社会資源の開拓に関する課題、自治体間の取組の格差など、法に内在する様々な課題が見られるようになった。
- また、令和2年春からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、世代や属性を超えて多くの人々に影響を及ぼし、休業やシフト減、雇止め等により、経済的に困窮する人々が急増した。
 こうした状況に対応するため、コロナ禍における経済支援策として、特例貸付や住居確保給付金の特例措置等の対応が緊急的に実施されてきた。こうした対応は、コロナ禍において生活困窮者の生活の下支えに大きな役割を果たしたと言える。
- しかしながら、本検討会においても議論がなされたように、
 - ・ コロナ禍において、特例貸付や住居確保給付金の申請が急増するとともに、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）が創設され、支援現場はその対応に追われた
 - ・ こうした経済支援策の事務手続により、支援現場への負荷が高まり、法が目指す個人の自立に向けた丁寧な支援が困難とな

った

といった実態は、法の掲げる目標や支援のかたちが実現できているのかという問題を我々に投げかけている。

- コロナ禍における一連の経済支援策は今なお継続しているが、行政事業レビュー（令和3年秋の年次公開検証）でも指摘されているように、これらの経済支援策の今後のあり方については、本検討会の議論に加えて、本来の法の理念や経済支援策終了後の課題の整理等も踏まえた上で、検討する必要がある。

（地域共生社会や関連施策との関係について）

- 法施行以降、就職氷河期世代やヤングケアラーに対する支援、孤独・孤立対策等、特定の属性・状況に着目した支援策がとりまとめられてきた。

平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会」の理念が打ち出され、法が掲げる対人支援領域における包括的支援と地域支援を総合的に推進するという政策展開を確かなものとする観点から、他の福祉分野や政策領域を貫く共通理念として、その実現に向けた取組が進められてきた。令和3年度に施行された重層事業もそうした取組の一つである。

- 法において積み重ねられた実践は、地域共生社会の実現や重層事業の重要な基盤となり得るものである。法の関係者を含め市町村全体として、包括的な支援体制の整備を進め、地域共生社会の実現を図っていくと同時に、重層事業における取組を活用することにより、法に基づく取組にも更なる広がりが生まれることが期待されている。

【論点】

（法の理念やあり方）

- 新型コロナウイルス感染症の影響もある中、法の掲げる理念に基づく支援が実施できているのか、再確認すべきではないか。その上で、仮に実施できていない部分がある場合、制度本来の役割が果たせるようにする必要があるのではないか。
- 特に、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」を実現するためには包括的に相談を受け止めることが重要である。自立相談支援事業の利用者は経済的に困窮した人が中心となる一方、経済的な困窮

度は低いが孤立している人などが相談につながりにくくなり、支援対象者が狭窄化しているおそれがある。緊急時においても法の理念を実現する実践ができるよう、コロナ禍から学び、改善につなげていく必要があるのではないか。

○ また、法施行以降、支援現場においては対象者を限定せず、社会的孤立や生きづらさを含め生活に困難を抱える相談者を包括的に受け止めてきたことを踏まえ、法の対象者の定義が経済的困窮に縛られることなく、実態に即したものとなるよう、法の規定について改めて検討すべきではないか。

○ 法に基づく事業や関係施策が分立しているが、全体としていかに包括的な支援を提供していくのか考える必要があるのではないか。

また、自治体間で制度の解釈や対応、支援対象者に差異が生じているおそれがあり、改善すべきではないか。

○ 法に基づく事業について、事業内容がきめ細かく定められていたほうが取り組みやすい側面がある一方、決められた内容を実行することに終始してしまい、各地域において、法が掲げる「包括的な支援」の実現に向けて主導的に取り組むことが難しくなる。法に基づく事業の見直しを行う際には、支援現場の自由な裁量と発想で取り組むことが重要であり、そうした「余白」が必要ではないか。

○ コロナ禍においては、地域の多くの活動が自粛となり、日常的な暮らしの中での気にかかけ合う関係の重要性が改めて認識されたことを踏まえると、法の理念の実現に当たっては、地域住民・住民自治組織の活動支援や、地域住民等と専門機関・専門職との協働を進めることが重要ではないか。

(コロナ禍での対応を踏まえた法のあり方)

○ コロナ禍以前から、生活保護については利用しづらいといった声もあり、保護を要する状態にある可能性が高いにもかかわらず生活保護の申請に至らず、法に基づく支援と生活保護制度の狭間に滞留する人々が存在し、そうした構造的な矛盾がコロナ禍で顕在化したのではないか。

- コロナ禍における状況等を踏まえると、法に基づく支援の現場においては、相談支援を軸にした支援という法の理念を堅持することが必要であり、給付を含めた経済的支援のあり方については、相談支援とは切り分けた上で、法の枠組みを超えた社会保障制度全体の枠組みの中で検討する必要があるのではないか。
- コロナ禍で特例的な対応を行った特例貸付や住居確保給付金、自立支援金について、開始当初の政策目的・制約条件や、制度が存在しなかった場合と比べてどの程度の効果があったのかを分析・評価した上で、今後の緊急時の住宅政策や所得政策のあり方を考える必要があるのではないか。
- 国と地方等の関係を含め、緊急時の対応を制度化しておくべきではないか。
その際、経済的困窮や多重債務を予防・解決する観点から、相談支援と貸付を一体的に運用することを前提に検討すべきではないか。
- 特例貸付について、緊急的な対応としての意義は評価すべき一方、福祉的貸付が本来、生活そのものの維持を目的とし、相談支援との密接な連携のもとなされるものであることを踏まえた検討が必要ではないか。また、今般のコロナ禍のように影響が長期化する場面では、貸付というスキームが適切なのかどうか検証すべきではないか。
- 特例貸付については、貸付で終わりではなく、長期間（返済期間10年）にわたって伴走支援を行う必要がある。令和5年1月以降の返済開始後も含めた返済の基準については、極力柔軟な運用を求め、返済を求めた結果、生活困窮に陥ることがないように運用すべきではないか。
また、償還開始後にどのような事態が生じ得るのかをあらかじめ想定した上で、人員体制を含め必要な対応を検討すべきではないか。
さらに、自立相談支援事業や家計改善支援事業との連携も重要であり、これらの事業につながる仕組みや税部局等との連携強化も必要ではないか。
- 特例貸付について、子育て家庭は、返済による経済的負担が子

どもの将来に影響することを懸念し、利用につながらない場合もあった。コロナ禍の特例措置に限らず、通常時から子育て世帯に配慮した制度設計の必要があるのではないか。

(地域共生社会や関連施策の推進を踏まえた法のあり方)

- 地域共生社会の推進や孤独・孤立対策等、法施行以降の新たな施策と法との関係性の整理・連携が必要ではないか。

- 法については、多様で複合的な生活困窮者の課題について、制度の狭間に陥らないよう広く受け止めてきたが、重層事業では、「子ども」「障害者」「高齢者」と横並びの「生活困窮者」という括り方をされている。生活困窮者が単なるカテゴリーの一つにならないよう留意すべきではないか。
重層事業においては、法が従来有するコーディネート機能を発揮できれば事業の中核となり得ることから、そうした機能を発揮できるように、法の特質を十分活かしていくべきではないか。また、自治体において重層事業と法をどのように組み合わせて実施していくのか、事例の展開を進める必要があるのではないか。

- 高齢化が進展し、財政状況も厳しさを増す中、課題ごとに新たな制度や事業がつくられていけば支援は複雑化し、自治体や支援現場の負担が重くなることから、関連分野を有機的に運用できるように一体化するとともに、支援を受ける本人のニーズを踏まえて本人主体で活用できるように、包括的な支援体制のあり方について、長期的な視点で考える必要があるのではないか。

- 就労準備支援事業については、重層事業においても有効な取組であり、重層事業と就労準備支援事業の支援を一体的に行うことで効果的な支援ができるのではないか。

(実施体制)

- 各自治体における相談実態やニーズを踏まえ、生活困窮者自立支援制度に関する政策立案や庁内連携を強化するため、都道府県や市等の生活困窮者自立支援制度所管部局への専従職員の配置を進めるべきではないか。

- 重層事業の施行も踏まえ、法と社会福祉法第14条第1項に規定する福祉事務所との関係について、生活保護以外の福祉事務所

の業務を含めた検討が必要ではないか。

(6) 貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応のあり方

【現状の評価と課題】

(基本的な考え方)

- 子どもの学習・生活支援事業は、「貧困の連鎖」を防止するため、学習支援だけでなく、居場所づくりや日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行うとともに、事業を入口として、必要に応じて学校や自立相談支援事業等と連携することで世帯全体の支援につなげていくことを目指した事業である。

(子どもの学習・生活支援事業の利用状況・効果)

- 子どもの学習・生活支援事業の実施自治体数は近年横ばいで推移しており、令和3年度は579自治体を実施している。利用人数は令和元年度までは毎年増加していたが、令和2年度はコロナ禍の影響により大きく減少した。

利用者の学年については、小中学生が約9割を占めており、高校生や高校中退者・既卒者の利用が少ない。この要因としては、高校生になると市町村外への通学が増加すること、放課後にアルバイトをすることなどが挙げられるが、高校生への支援は中退防止の観点からも重要であり、中学生から高校生への切れ目のない支援が課題である。

また、事業の利用が望ましいケースであっても保護者の理解が得られず、利用につながらないといった実態もある。

(実績)

- ・ 実施自治体数：536（平成30年度）→582（令和元年度）→576（令和2年度）→579（令和3年度速報値）
- ・ 子どもの学習・生活支援事業の参加者のうち小中学生89.1%、高校生8.3%、高校中退者・既卒者0.4%（令和2年度速報値）
- ・ 子どもの学習・生活支援事業に参加した中学3年生のうち、高校進学した者は99.2%（⇔全世帯平均は98.8%）（令和元年度）

- 支援内容としては、平成30年改正法において追加された「生活支援」を行っている自治体は全体の約7割、「教育及び就労」は約5割となっており、学習支援と比べて実施が低調となっている。各支援の内容として、「生活支援」に関しては、多くの自治体において「居場所の提供・相談」や「日常生活習慣の形成」が実施されている一方、時間や人手を要する「体験活動等」や「高

校進学者や中退者等への居場所の提供・助言等」の取組はそれほど進んでいない。

「教育及び就労」に関しては、「進路選択に関する相談」や「進学に関する情報提供」はほぼ全ての自治体で実施されているが、「就職に向けた相談支援」は半数の自治体にとどまっている。

(実績)

- ・ 支援の取組状況：学習支援（99.8%）、生活支援（66.1%）、教育及び就労支援（52.3%）（令和2年度速報値）
- ・ 生活支援の取組状況：居場所の提供・相談（89.0%）、日常生活習慣の形成（85.9%）、高校進学者や中退者等への居場所の提供・助言等（60.5%）、体験活動等（53.6%）（令和2年度速報値）
- ・ 教育及び就労支援の取組状況：進学に関する情報提供（96.0%）、進路選択に関する相談（87.2%）、就職に向けた相談支援（47.1%）（令和2年度速報値）

- また、子どもの学習・生活支援事業を入口として世帯支援につなげる場合には、保護者に対する支援も必要となる。「養育に必要な知識の情報提供」や「自立相談支援機関や各種支援施策の情報提供・利用勧奨」は多くの自治体で取り組まれているが、「家庭訪問等による相談支援」はこれらの項目に比べて実施率が低くなっている。

子どもの学習・生活支援事業で対応できない内容については、自立相談支援事業等につなぐことが求められるが、事業の利用に当たり、保護者の自立相談支援機関への相談・登録について、必須としている自治体は3割未満である。

(実績)

- ・ 保護者に対する支援の取組状況：養育に必要な知識の情報提供（92.3%）、自立相談支援機関や各種支援施策の情報提供・利用勧奨（92.3%）、家庭訪問等による相談支援（75.9%）（令和2年度速報値）
- ・ 事業の参加に当たり、保護者の自立相談支援機関への相談（登録）を必須にしている：27.5%（令和2年度速報値）

- 子どもの学習・生活支援事業の利用者の高校進学率は全世帯平均より高く、一定の効果が確認されている。また、高校中退防止の支援についても、取り組む自治体が増加している。

また、学習支援の効果として「学習時間が増えた、学習習慣がついた」、「学習の理解や意欲が高まった」、生活支援の効果とし

て、「コミュニケーションが増えた、社会性が高まった」、「人生の目標を持つことができるようになった」を挙げる自治体が多い。

(実績)

- ・ 子どもの学習・生活支援事業に参加した中学3年生のうち、高校進学した者は99.2% (⇔全世帯平均は98.8%) (令和元年度)

【再掲】

- ・ 高校進学者や中退者等への居場所の提供・助言等の取組状況(60.5%) (令和2年度速報値) 【再掲】
- ・ 学習支援の効果：学習時間が増え、学習習慣がついた(39.4%)、学習の理解や意欲が高まった(31.9%) (令和元年度調査)
- ・ 生活支援の効果：コミュニケーションが増えた、社会性が高まった(20.9%)、人生の目標を持つことができるようになった(19.0%) (令和元年度調査)

- 学校等の教育機関や福祉部局との連携は進みつつあるが、より効果的かつ多様な支援の展開に向けて、他の学習支援や子どもの居場所づくりの事業（ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援事業、地域未来塾等）や、フードバンク、民間団体、専門職等との連携がより一層重要である。

(実績)

- ・ ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援事業との一体実施(21.3%)、地域未来塾との一体実施(0.3%) (令和2年度速報値)

- また、他団体の取組や支援のノウハウを学ぶ機会の確保、子どもの課題が複合化していく中で支援員のスキルの向上も重要である。

【論点】

- 社会の公正性の観点からも、家族の貧富で子どもの人生に格差があってはならず、公正な社会を維持するためには、富の「再配分」に加え、子どもが人間としての「承認」を得て他者との関係性を育む場が必要である。そうした場（居場所）をつくっていくことが地域政策として必要であり、子どもの学習・生活支援事業を地域の共有財（ローカル・コモンズ）として、活動の拠点化も見据え、地域において育て、管理していくことが重要ではないか。

- コロナ禍で、子どもの学習習慣の乱れ等により教育現場の負荷が一層高まっていることや、財政が厳しく、子どもの学習・生活支援事業をやりたくても実施できない自治体があることを踏まえ、補助率の引き上げなど実施に向けた支援が必要ではないか。

- 子どもの学習・生活支援事業の実施自治体間でも取組に格差が生じていることを踏まえ、都市部と地方部などの異なる地域間でも同等の支援内容が提供されるようにする必要があるのではないか。

特に地方部においては、交通手段がないことから訪問型による実施が適している場合もあるが、その場合の車両や保険についても事業の対象とすべきではないか。

- 貧困の連鎖を学習支援のみで止めるのではなく、子どもや保護者の多様なニーズへの包括的な対応と地域づくり・ネットワーク形成を改めて事業の目的として掲げることが重要ではないか。

- 子どもの学習・生活支援事業においては、学習支援だけでなく生活支援を併せて実施することが重要であり、アウトリーチ支援や参加支援を含め、学習支援が保護者の支援につながるような包括的な支援を展開していく必要があるのではないか。

また、コロナ禍で学校行事が制約される中、子どもが成長過程で必要な体験ができるよう、体験活動を含め、支援メニューの拡充が重要ではないか。

その際、自治体と子どもの学習・生活支援事業を実施する事業者が協議を行い、地域のニーズを把握するとともに、特に生活支援の部分については、食育支援等の他分野とも連携しながら、地域づくりや居場所づくりの取組につなげていく必要があるのではないか。

- 高校生や高校中退者・既卒者に対しては、中退防止や進路選択等に関する支援が重要であり、居場所づくりや進学及び就職に向けた相談支援を推進していく必要があるのではないか。

- 子どもたちの学習機会を確保する観点から、特に過疎地域や高校生を対象とした学習支援については、オンライン学習を広域的に利用できるよう、オンライン学習の環境整備が必要ではない

か。

- 子どもの学習・生活支援事業の委託先の選定に当たっては、コミュニティ施策の観点から、地域における活動状況等の地域要件も考慮する必要があるのではないか。
- 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）に基づき、都道府県や市町村において策定される子どもの貧困対策計画において、子どもの学習・生活支援事業の位置付けを明確化することが重要ではないか。
- 制度の狭間や行政の縦割りの問題があり、学校が子どもの貧困のプラットフォームになり切れていない。保護者の理解が得られず事業の利用が進まないといった実態もあることを踏まえ、福祉と教育（学校、スクールソーシャルワーカー等）が地域の中で連携していくことが重要ではないか。
また、学校に通っていない子どもたちへの支援においては、学校外での教育も重要であることから、教育部門と連携した子どもの学習・生活支援事業の更なる活用や、社会教育との連携を検討すべきではないか。
- ヤングケアラーは、制度の狭間や課題の複合化といった問題の象徴的な事例であり、高齢期の支援までつながる可能性があるため、長期的な視野で関わり続けることが重要ではないか。

(8) 自立支援に関連する諸課題（地域づくり・居場所づくり、
関係機関との連携、身寄りのない方への支援）

【現状の評価と課題】

（地域づくり・居場所づくり）

- 法の施行においては、「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を目標の1つに掲げてきた。生活困窮者一人ひとりに合わせた就労や社会参加の場を開拓すること、地域において支え合いながら住まうこと、さらに、地域の農林水産業や観光業、商工業などにつながることで、生活困窮者が地域で孤立した存在ではなく、「支える」側に立つことが可能であることを示してきた。

- また、生活困窮者自立支援制度の各事業においても、地域づくり・居場所づくりの取組が広がりを見せており、例えば、
 - ・ 自立相談支援機関や地域の関係者が連携し、地域住民が広く集い、交流することのできる場づくりを行う事例
 - ・ 就労準備支援事業において、社会参加に困難を抱える方に居場所の提供を行う事例
 - ・ 子どもの学習・生活支援事業において、地域資源を活用して居場所づくりを行う事例などが報告されている。

- 国においても、身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進することとしている。
（実績）
 - ・ 令和4年度予算において、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進するために必要な予算を計上している。

- （関係機関との連携）
- コロナ禍においては、非正規雇用労働者やひとり親世帯のほか、個人事業主やフリーランス、外国人等の新たな相談者層が顕在化しており、支援ニーズも多様化している。

- こうした支援ニーズの変化に伴い、自治体においては福祉分野にとどまらず、労働、税、保険、住宅などの他分野との連携が強化されていることが確認された。

また、NPO法人や社会福祉法人等による独自の取組として、フードバンクによる食糧提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が拡大しており、自立相談支援機関を中心として、こうした独自の取組と連携しながら、多様なニーズに応じた支援が提供されている。

(実績)

- ・ コロナ禍で新たに連携を強化した機関・分野（令和3年度調査）【一部再掲】
 - － 生活保護・福祉事務所：55.8%
 - － ひとり親：31.0%
 - － 地域包括支援センター：29.3%
 - － ハローワーク・マザーズハローワーク：50.9%
 - － 雇用・産業：28.9%
 - － 市町村税：35.4%
 - － 国民健康保険：32.8%
 - － 市町村営住宅：32.5%
 - － フードバンク活動団体：41.0%
 - － 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）：13.2%

(身寄り問題)

- 単身世帯の増加や未婚率の上昇に伴い、65歳以上の一人暮らし高齢者の割合は増加傾向にあり、今後、身寄りのない者に関する問題が深刻化することが予想される。

(実績)

- ・ 単身世帯：7,105世帯（1980年）、19,944世帯（2040年（2018年推計値））
- ・ 50歳時の未婚割合：男性3.9%・女性4.3%（1985年）、男性29.5%・女性18.7%（2040年（2018年推計値））
- ・ 65歳以上の一人暮らしの者：881千人（1980年）、8,963千人（2040年（2018年推計値））

- すでに多くの自立相談支援機関においては、身寄りのない者からの相談や、身寄りのない者に関する相談が寄せられており、また、身寄りがないことが理由で支援が困難な事例も確認されている。

具体的には、「保証人等の確保」、「契約・同意等意思決定」（医療同意を含む。）、「金銭管理」、「死後対応」といった場面において多くの課題が見られており、他制度等につなぐことにより対応した事例もある。

(実績)

- ・ 自立相談支援機関における身寄りのない人からの相談の受付状況について、新規相談の中に身寄りのない人からの相談あった（79.1%）、身寄りがないことが理由で支援が困難な事例があった（75.8%）（平成30年度調査）
- ・ 困難の内容は、保証人等の確保（94.0%）、契約・同意等意思決定（69.8%）、金銭管理（58.2%）、死後対応（48.8%）（平成30年度調査）

【論点】

（地域づくり・居場所づくり）

- 法に基づく支援は、一般的に問題が顕在化してからつながるものであるが、その手前には、課題を抱えつつもぎりぎりのところで生活している「日常」や「地域」といったステージが存在する。そうした認識を前提として、制度や支援者の目線で支えるだけではなく、地域住民が相互に「気にかける」関係の重要性や、SOSを発する方法、出されたSOSへの対応方法を学び、当事者目線や日常の関係性の中でどう支援につなげていくかという議論をしていく必要があるのではないか。
- 生活困窮者を一時的に支えることにとどまらず、その後どのように地域で暮らしていくのかという点について、福祉分野だけでなく、公民館やまちづくりなど他分野と連携・協働して、その支援を検討すべきではないか。
- 居場所づくりは重要であるが、居場所に参加することのみならず、地域住民一人ひとりがそれぞれの力を活かして活躍すること、地域におけるつながりを発見していくことが重要なのではないか。
- 法施行以来、生活困窮者支援を通じた地域づくりが進められ、生活困窮者が地域で孤立することなく、「支える」側に立つこともできるよう、各地で実践が図られてきた。改正社会福祉法の施行を踏まえ、地域共生社会の実現に向け、属性・世代にとらわれない、他分野の支援機関や地域住民等との協働をさらに進めた地域づくりを推進していくべきではないか。
- 高齢化や人口減少が進む中、地域住民に寄り添って活動できる職員を配置するなど、地域における支え合いについても社会化する必要があるのではないか。

(関係機関・関係分野との連携)

- 法においてキャッチした個人・世帯や地域社会の課題について、法に基づく支援だけではなく、他分野や他制度、関係機関、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO法人、民生委員・児童委員、自治会、企業等と連携して解決していくことが重要ではないか。その際、既存の制度や社会資源による対応が難しい場合は、官民協働で新たな社会資源を創出することが必要ではないか。
また、連携に当たっては、中心となって支援する機関・担当者を明確化するとともに、地域に存在する既存の社会資源の見直し及び改善を行うべきではないか。
- 地域課題の解決や関係機関との連携に当たっては、法やその関連領域について、市町村の計画等に盛り込み、アクションプランを持ちながら進めていくことが重要ではないか。
- ひきこもりや不登校、虐待・DVなどのコロナ禍前と比較して相談者数が減少している課題・特性について、法においてどこまで受け止めることができたのか、他施策の相談支援の状況や潜在的相談者層も踏まえて議論する必要があるのではないか。
- 自殺対策との連携に関して、法に基づく支援は、自殺対策と共通する社会資源を多く有していることから、効果的かつ効率的な連携を進めるため、法に基づく支援に従事する支援員等が自殺対策部門と深いつながりを持ち、法に基づく支援と自殺対策の連携を積極的に進めていく必要があるのではないか。
- 複数の事業が連動的に補完しあうことで、シナジー効果が生まれる。重複を排除するのではなく、複数分野の連携を促すようなアプローチも重要ではないか。
- ヤングケアラーなどの新たな課題とその支援者等が分断や排除を生まないよう、本人と支援者、地域住民の間で連携・協働を図っている事例の紹介や研修が必要ではないか。

(身寄り問題)

- 家族を頼れない若者や、身寄りのない高齢者への支援に当たっては、家族に代わる公的な後ろ盾を用意する必要(家族機能の社会化)があるのではないか。ただし、家族は支援の阻害要因にな

っている場合もあるので、暖かな家族のイメージを社会化するのではなく、家族が持つ「機能」を社会化することが重要ではないか。

その際、家族機能の社会化における法の役割についても併せて検討する必要があるのではないか。

- 身寄りのない人への支援においては、保証人や緊急連絡先の確保、生活支援、孤独死などの課題が明らかになっている。特に居住支援においては、身寄りのない人の住居の確保や孤独死の問題に対して、長期的・継続的な見守りを強化するとともに、債務保証や生活支援等の支援を行う居住支援法人の指定を促進していく必要があるのではないか。また、居住支援以外の分野を含め、他省庁の施策も含めた法的整備のあり方や公的支援のあり方を検討すべきではないか。
- また、身寄りのない人への支援においては、本人の尊厳の確保が重要であり、権利擁護支援を基盤とした相談支援体制を整備する必要があるのではないか。

(その他)

- 生活困窮者の中には、病院に通院できていない人や障害等により保健医療が必要となる可能性のある人などがいるが、法においては、生活保護制度の健康管理支援事業のような医療・健康面に関する支援は設けられていない。法においても、医療・健康分野との連携を推進するとともに、専門的な助言を受けられるような機能があるとよいのではないか。